

平成31年度

第1回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

平成31年4月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成31年度第1回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	14件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	11件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	7件
議案第5号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	6件
議案第6号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
議案第7号	遊休農地に関する措置の実施計画について	1件

報告第1号	農地法3条の3の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	15件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	33件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	25件
報告第6号	現況確認書（非農地証明）について	1件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	4件
報告第8号	平成30年度農業委員会年次報告について	1件

<出席委員> (14名)

2番	市原律子	4番	小川友安
6番	齊藤憲次	7番	浅川政明
8番	長谷川秀明	9番	高橋芳和
10番	竹下洋一	11番	秋庭重樹
12番	中村浩道	13番	西郡高夫
14番	伊原茂久(職務代理者)	15番	齊藤元治
16番	長谷部 衡平(会長)	17番	梶本 泉

<欠席委員> (3名)

1番	石井一也	3番	横山清亮
5番	清宮 惠理子		

<事務局説明員>

事務局 長	松浦良恵	次 長	岡本茂之
次 長 補 佐	橘 菌 俊 朗	農地利用最適化推進班 長	福 島 悟
農地保全班 長	原 田 賢 一	農地審査班 長	江 上 章 子
農地指導班 長	根 本 幸 枝		

開 会 (午前10時00分)

議 長

ただいまより、平成31年度第1回千葉市農業委員会総会を開

(長谷部会長)

会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中14人で総会は成立しております。

まず、齊藤 憲次 委員、高橋 芳和委員のご両名に、県知事から国有財産管理人の委嘱状が届いていますので、議事に先立ちまして、私より伝達を行います。

それでは、国有財産管理人の委嘱状伝達式を行います。

齊藤委員、高橋委員、前へお進みください。

——委嘱状伝達（議長による委嘱状の読み上げ）——

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 15番 齊藤 元治 委員

議席番号 17番 高橋 泉 委員

のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(伊原班長)

ご説明いたします。

第1項につきましては、面接を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項ですが、お手元の資料1ページから2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります埼玉県越谷市レイクタウン7丁目に在住の方が、義務者であります、緑区下大和田町に在住の方が所有する緑区下大和田町の農地を、新規就農のため賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、申請地で、既に2年前から義務者のもとで営農指導を受けており、今後、販売先も確保されたため、権利者自身で高収益の安定した営農モデルを目指すとのこと

です。申請地の取得後の作目は、デントコーンを予定しております。

次に第2項ですが、本件は、次の第3項から第8項まで一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区平川町に本店が所在する法人が、義務者であります緑区平川町に在住の方外6名の方々が所有する緑区平川町及び高田町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権を設定するものです。申請地の取得後の作目は、トマトを予定しております。

次に第9項ですが、本件は、次の第10項及び第11項まで一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料3ページをご参照ください。

なお、本件の権利者は先にご説明した、第2項から第8項の権利者である法人と関連会社であり、近接するエリアで申請があったため、同一地図上でお示ししております。

本案件は、権利者であります緑区平川町に本店が所在する法人が、義務者であります緑区の方外2名の方々が所有する緑区高田町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権を設定するものです。申請地の取得後の作目は、トマトを予定しております。

次に第12項です。

お手元の資料4ページ及び5ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります若葉区中野町に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。申請地の取得後の作目は、大根を予定しております。

次に第13項です。

お手元の資料6ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区下大和田町に在住の方が、義務者であります緑区下大和田町に在住の方が所有する緑区下大和田町の農地を、賃借している農地の権利を取得するため、所有権を移転するものです。申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に第14項です。

お手元の資料7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区小山町に在住の方が、義務者であります緑区小山町に在住の方が所有する緑区小山町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。申請地の取得後の作目は、カボチャ、からし菜を予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)
事務局

ただいまの説明について、事務局より補足事項があります。

第1項について、事前審査会における面接の質疑応答を補足説明いたします。

権利者が申請地において栽培する作目はデントコーンです。

デントコーンは家畜の飼料として使われるのが一般的ですが、本件の権利者は再生可能エネルギーの原料として使う法人へ販売先が決まっているとのことです。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長及び事務局からの説明について、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

浅川委員

デントコーンは燃料として使うのでしょうか。

事務局

おっしゃる通り、権利者によるとデントコーンを発酵させてガスを発生させ、バイオ燃料として使うことを想定しているとのことです。

権利者自身が使用するのではなく、それを行う知人の会社に販売が決定しているということで、それを見込んで営農計画書を作成しています。

長谷川委員

1番の権利者は越谷市に住んでいてこちらに通勤するのですか。

事務局

義務者の方が使われていないご自宅を、義務者の方のご好意で

賃借されており、そこを拠点として考えているとのことでした。

梶本委員

2項から11項の面積を計算してみたら、合計13.2ヘクタールほどあります。

最初の申請の際、私も現地の確認に行きました。最初の場所が、平川町の自動車教習所のすぐ脇、その後、その反対側、更にその先、というように増設していき、非常に面積が大きくなっています。

まず、販路はどこになるのかというのと、もう一点は栽培するのは水耕栽培のトマトだと思うが、一団化している中で、千葉市として何か助成を行っているか、教えて頂けないでしょうか。

事務局

販路については、営農計画書の生産物の処理方法というところに記載していますが、関連会社との販売協定により大手量販店及びインターネットを中心に販売するとともに、一部については業務用、つまりレストランなどにも販売する予定とのことでした。

事務局

助成についてですが、現在、千葉市として農業分野への法人参入に力を入れて進めていきたいと考えています。

今後規模を拡大する部分については、地権者を含めて補助を行えるのではないかとということで、今協議を進めています。

梶本委員

これは要望なのですが、販路が量販店という事でしたが、できれば地産地消というかたちで、誉田町、土気町等地元のスーパーでも販売して頂ければと思います。自分も味見をしてみたが非常に良い味でした。申請者と会う機会があったら、お願いして頂きたいです。

秋庭委員

梶本委員からも質問がありましたが、この案件は1ヘクタール以上が補助の対象となる、農地銀行補助制度の対象になるのでしょうか。

事務局

現在、企業立地課と農地銀行補助制度が適用になるか協議をしているところですので、状況についてはまた報告させていただきます。

秋庭委員

1年間の賃料が坪あたり99円で、300坪だと3万円弱になります。相場より高額だと思いますが、何か特別な事情があるの

	でしょうか。
事務局	大規模なハウスを建てて長年賃借するという事ですので、地権者と相談の結果、相場より若干高めの金額設定としているとのことでした。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長及び事務局の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。
議長 (長谷部会長)	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。
事前審査第1班長 (伊原班長)	ご説明いたします。 議案第2号ですが、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。 第1項です。議案書の8ページをご覧ください。お手元の資料8ページから10ページをご参照ください。資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、貸駐車場用地とするものです。 申請地は、千葉北インターチェンジから北東に約1.5キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから第2種農地と判断しました。 現況は休耕で、周辺は農地と資材置場が混在しております。 被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。 また、ブロックを設置して、土砂の流出を防止します。 事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

梶本委員

現在の畑を貸駐車場に転用した場合、地目が変わると思います。法務局の判断だと思いますが、雑種地になるのでしょうか。

事務局

委員のおっしゃる通り、法務局の判断にはなりますが、建物が建つ場合は宅地となり、建物が立たないその他の利用の場合は雑種地と判断されるのが一般的と思います。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

議長
(長谷部会長)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。
議案第3号ですが、第1項から第6項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

第1項です。議案書9ページをご覧ください。資料は11ページから13ページをご参照ください。資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2キロメートルに位置する農地です。農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであるこ

とから、第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。
被害防除は、U字溝を設置し、土砂の流出を防止します。
また、雨水は自然浸透で処理します。

次に第2項です。お手元の資料14ページから16ページをご参照ください。資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、穴川インターチェンジの北側に位置する農地です。

農地区分は、300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。
被害防除は、鋼板を設置し、土砂の流出を防止します。
また、雨水を自然浸透で処理します。

次に第3項です。お手元の資料17ページから19ページをご参照ください。資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、貸駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール桜木駅から北に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。
被害防除は、盛土を設置し、土砂の流出を防止します。
また、雨水を自然浸透で処理します。

次に第4項です。本案件は、次の第5項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。お手元の資料20ページから22ページをご参照ください。資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台北駅から南に約700メートルに位置する農地です。

農地区分は、申請地のうち、500メートル以内に小学校と中学校があり、水道管・ガス管が埋設された道路に接道する農地は第3種農地と判断し、その他の農地については、駅から1キロ以内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置して、土砂の流出を防止します。また、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、側溝に接続します。

他法令につきましては、都市計画法に該当し、現在、手続中です。

次に第6項です。お手元の資料23ページから25ページをご参照ください。

本案件は、貸資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、山田インターチェンジから西に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資のっていない、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

また、雨水を自然浸透で処理します。

次に第7項です。お手元の資料26ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、誉田インターチェンジから北西に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

また、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枳にて流出抑制後、側溝に接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在、手続中です。

次に第8項です。お手元の資料27ページをご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、大宮インターチェンジから北西に約1.5キロメートルに位置する農地です。農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、盛土を設置し、土砂の流出を防止します。

また、雨水は自然浸透で処理します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。

次に、第9項です。お手元の資料28ページをご参照ください。本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。申請土地は、JR誉田駅から南西に約1.4キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

また、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第10項です。本案件は、次の第11項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。お手元の資料29ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、モノレールみつわ台駅から北東に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

また、排水については、雨水を側溝に接続します。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

梶本委員

第8項の太陽光発電施設用地の件ですが、資料の27ページを見ますと、資料の図面がインターネットの地図を使用されているのかと思います。申請地のみの表示になっており、わかりにくいので、千葉市の都市図を使用した方が良いのではないかと思います。

施設用地に関する申請があった場合、パネルをどういうふうに配置するかという図面が添付されているのが普通だと思います。穿った見方をすれば、申請だけ行って、許可を売買するのでは、と受け取られかねません。太陽光発電の総体的な受付は農業委員会ではないと思いますが、図面を見る限り資料が不足しているのではないのでしょうか。

事務局

太陽光発電の受付は資源エネルギー庁が行っております。今後、より配置状況がわかるような資料を心がけ、改善を図っていきます。

事務局

1,000平方メートル以上の、転用にあたって現地調査が必要な案件については位置図、公図及び土地利用計画図の3点をご用意して資料を手厚くしていますが、本案件については1,000平方メートルの要件には該当しなかったため、位置図のみを添付しています。

27ページの資料が他のものに比べて精度が落ちるのではないか、というご意見でしたが、位置図については、縮尺2,500分の1程度のものを用意するようにと申請者に指示しております。

見辛いものについては指導をしていきますが、千葉市の都市図は有料での頒布となっておりますので、その範囲のものがついていれば、インターネットの地図等でも代替可能としています。

資料の見やすさについては、今後改善を図って行きます。

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長及び事務局の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明願います。

説明いたします。

議案書の15ページをご覧ください。

第1項から第7項まで、すべて、千葉東税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項です。

若葉区御殿町在住の農業相続人が、同区同町の畑3筆、合計面積21,328平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月5日の現地調査により、安井推進委員に確認していただきました。

第2項です。

若葉区小倉町在住の農業相続人が、同区同町の田9筆、畑14筆、合計面積14,339平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月5日の現地調査により、渡邊推進委員に確認していただきました。

第3項です。

若葉区野呂町在住の農業相続人が、同区同町の畑1筆、面積1,500平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月6日の現地調査により、植草推進委員に確認していただきました。

第4項です。

若葉区若松町在住の農業相続人が、同区同町の畑2筆、合計面積4,527平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月7日の現地調査により、鈴木推進委員に確認していただきました。

第5項です。

若葉区貝塚町在住の農業相続人が、同区同町の田4筆、畑12筆、合計面積6,849平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月8日の現地調査により、鈴木推進

委員に確認していただきました。

第6項です。

若葉区上泉町在住の農業相続人が、同区同町の田4筆、畑16筆、同区下泉町の畑3筆、合計面積19,278平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月12日の現地調査により、千協推進委員に確認していただきました。

第7項です。

若葉区中野町在住の農業相続人が、同区同町の田2筆、畑17筆、合計面積15,549平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月19日の現地調査により、佐藤推進委員に確認していただきました。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

—— 質問・意見なし ——

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。

次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班長、説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

より、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項及び第2項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。

若葉区下田町在住の農家の方が、若葉区御成台在住の方、外1名の所有する若葉区下田町の畑7筆、合計面積8,093.29平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも6年です。

続いて、第3項及び第4項も、権利者が同一のため、一括してご説明します。

八街市沖在住の農家の方が、緑区高田町在住の方、外1名の所有する緑区高田町の畑2筆、合計面積7,697平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも10年です。

続いて、第5項は、若葉区多部田町在住の農家の方が、同区中野町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積1,252平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は2年です。

続いて、第6項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業の案件です。

千葉県園芸協会が緑区あすみが丘東在住の方の所有する田2筆、合計面積318㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は9年8か月です。

第1項から第6項の合計面積は17,360.29平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査1班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議長

—— 質問・意見等なし ——

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙
手願います。

議長

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、原案どおり決定と
いたします。

議長
(長谷部会長)

次に、議案第6号「農用地利用配分計画案の意見について」を
上程いたします
事前審査第1班長、説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3
項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分
計画案についての意見を求められたものです。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と担
い手の貸借が成立します。

第1項は、緑区小食土町の田2筆、面積計318平方メートル
を、中間管理機構より緑区小食土町の農家の方に賃借権設定する
もので、期間は、県の認可・公告の日から令和10年12月31
日までとなります。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条
第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたしま
す。

議案第6号の説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査1班の説明について、質問、意見等ござ
いましたらお願いします。

—— 質問・意見等なし ——

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに

議場	<p>賛成の方は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">——— 挙 手 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第6号は、「意見なし」と決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「遊休農地に関する措置の実施計画について」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>別冊の議案書1ページをお願いします。</p> <p>議案第7号「遊休農地に関する措置の実施計画について」ですが、下段の「議案説明」欄に記載のとおり、農地法に基づく遊休農地に関する措置について、平成31年度の実施計画を定めようとするものです。</p> <p>3ページをご覧ください。具体的な実施計画案です。</p> <p>まず、1の「農地の利用状況調査」ですが</p> <p>(1)、農地利用最適化推進委員を基本とする現地調査を実施します。現地調査の結果、遊休農地と判定されたものに対し、事務局が写真撮影等の確認作業を行っていくという体制で実施いたします。</p> <p>(2)、納税猶予制度の適正な運用、農地が集団的に利用されている優良農地の遊休農地化防止及び遊休農地の有効利用を図るため、納税猶予適用農地並びに農振農用地を重点に全農地の調査を行います。</p> <p>(3)、その他、農業者からの遊休農地に係る相談等は、随時、地区担当の農地利用最適化推進委員を中心に調査を行ってまいります。</p> <p>次に、2「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、利用状況調査により把握した遊休農地の所有者等に対して、耕作再開また農地中間管理機構等への貸付けなど、今後の農地の利用意向について確認するものです。</p> <p>意向調査により農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体への貸付けを希望するという回答があった場合には、貸付け希望者の情報をそれぞれの機関へ通知します。</p> <p>次に、3「利用意向調査後の状況確認とその後の措置」ですが、</p>

(1)、所有者等の利用意向調査実施から6か月を経過した後、利用意向の履行状況、及び意向表明のない方についての利用状況確認を実施します。

(2)、利用状況確認の結果、表明した内容が実施されていない、または、該当農地の利用状況に改善が見られない場合は、総会の議決を経て、農地法第36条に規定する「当該農地の貸付けに向けて農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告」をすることとなります。

次に、4「非農地判定調査」ですが、(1)から(3)に該当する農地について、農業委員及び農地利用最適化推進委員による現況確認を実施し、これに基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断を行います。

続いて、4ページをお願いします。

5の「平成31年度 実施スケジュール」についてですが、別紙(案)のとおりと記載してあります。

これについては5ページの「平成31年度 実施スケジュール(案)」をご覧ください。

「実施計画案」で説明した内容を、時系列でスケジュール表に記したものです。①から⑨と、実施順に○数字で記載しています。

まず、一番上の段、1の「利用状況調査」ですが、

①で、調査用公図・航空写真・台帳整理を5月下旬までに行い、農地利用最適化推進委員に現地調査用の資料を配付します。

②で、農地利用最適化推進委員による現地調査を実施し、遊休農地等の把握を行います。

③で、現地調査で把握された遊休農地・荒廃農地について、事務局による現地確認、写真撮影を行い、概ね9月末までに調査を完了する予定です。

次に2段目です。

2の「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、

④遊休農地所有者等への利用意向調査を実施します。11月末までに発送し、翌年、令和2年2月中旬までに取りまとめを行う予定です。利用意向調査の結果、貸付希望がある遊休農地については、⑤で、令和2年2月に貸付け先の農地中間管理機構等に通知します。

次に3段目です。

3の「利用意向状況確認後の状況確認とその後の措置」ですが、⑤利用意向調査後の状況調査を、翌年度の令和2年10月末までに実施していきます。

⑥に該当がある場合については、総会の審議を経て、協議勧告・非農地判定を行います。

次に4段目、4「非農地判定調査」ですが、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を随時実施してまいります。⑨の非農地判定に該当がある場合については、市課税担当課等へ通知します。

説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

梶本委員

昨年から、農地の利用状況調査については、農地利用最適化推進委員が主体になっており、農業委員は直接調査に関わっていないのですが、利用意向調査が届いた農業者の方から、昨年も自分のところに相談が何件かありました。

利用意向調査はそれほど数が多いかと思いませんので、できれば、農業委員にも誰と誰に意向調査が来ているかを、知らせて頂ければ、より地元で活動がしやすいと思います。

事務局

梶本委員のおっしゃる通りだと思います。具体的な提供方法については詳細を検討したいと思いますが、農業者の方のご質問に的確にこたえるための情報提供と考えますので、またご相談等させて頂きたいと思います。

秋庭委員

自分は今期からの委員なのですが、過去にもこういった調査は行っていたのでしょうか。

事務局

数年前から行っています。

秋庭委員

説明内容の確認ですが、遊休農地を使わない所有者に対しては、今後課税を強化していく、という理解でよろしいでしょうか。

事務局 利用意向調査を行っても今後耕作しない場合には手順を踏み現状に応じた課税に改めていくことになります。

同様に非農地化処理についても現状が農地でなくなると別の課税地目、宅地・山林等状況に応じて改めていく、ということになります。

秋庭委員 遊休化している土地の農家さんに今後何か作らないと、税金が高くなってしまうよ、何か作ったほうがいいよ、とアドバイスしていきたいので聞いてみました。

事務局 先ほど橋本委員に対してもお話しましたが、今後、制度的な部分についても情報提供して行きます。

議長
(長谷部会長) 事務局の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長 議場 ——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長) 賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第8号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 報告案件について、ご説明いたします。
議案書の22ページをご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、3件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の23ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の25ページまでに15件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の26ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の31ページまでに33件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の32ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、4件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、25件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の35ページをご覧ください。

報告第6号「現況確認書（非農地証明）について」は、申請地の現況について、農地法上の農地等に該当しないことについて、証明願があったもので、1件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、内容につきましては記載のとおりであり、確認書を発行済みです。

議案書の37ページをご覧ください。

報告第7号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、4件ございました。

内容につきましては、3月の総会で審議されたもので、3月1

事務局

5日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告第8号「平成30年度農業委員会年次報告について」です。本件は平成30年度の農業委員会への申請状況や委員の活動状況をまとめてご報告するものです。

議案書別冊の、7ページをお願いします。

はじめに1の「農地の権利移動（第3条）及び農地転用（第4条、第5条）等の状況」ですが、（1）「農地法第3条の状況」については、件数は、132件、面積は、44万2千576平方メートルです。前年度に比べ件数で12件増加し、面積は、15万9千300平方メートル減少しました。

次に（2）「農地法第4条の状況」については、件数は、193件、面積は、11万6千219平方メートルです。前年度に比べ件数で23件増加し、面積も、1万538平方メートル増加しました。

（3）「農地法第5条の状況」については、件数は、591件、面積は36万6千470平方メートルです。前年度に比べ件数は30件増加し、面積は3万7千915平方メートル減少しました。

次に（4）「現況確認書（非農地証明）の交付状況」については、交付件数は、3件、面積は、65,707平方メートルです。

次に（5）「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付状況」ですが、相続税の交付件数は、3件、面積は、1万3,996平方メートルです。贈与税の交付は、ありませんでした。

次に（6）「登記官からの地目変更登記に係る照会状況」についてです。照会件数は、218件、面積は、18万2,744平方メートル、現地調査回数は、3回です。ただ今、ご説明しました、農地法第3条・4条・5条等の詳細については、次ページに記載していますので、後ほど、ご覧ください。

次に9ページをお願いします。

4「農地違反転用防止対策事業」ですが、（1）未然防止の啓発（2）違反転用の主な事例（3）指導体制の強化につきましては、記載のとおりです。（4）事業実績ですが、違反転用件数が14件でそのうち11件が是正に至っており、3件が是正指導中です。違反転用の内訳、件数については、資材置場・砂利敷がそれぞれ3件と最も多くなっております。

次に10ページをご覧ください。

5 「農地改革関連事務」ですが、農地改革に係る買収・売渡等の調査及び資料提供を行う事務ですが、平成30年度の相談件数は、0件でした。

6 「農業委員会による和解の仲介」についても、平成30年度の申立ては、ありませんでした。

7 「国有農地等に関する管理」の状況ですが、(1)表の下段、「計」の欄をご覧ください。平成31年3月末現在で、平成21年の農地法改正以前に国が取得した国有農地は、67筆、2万6千854平方メートルとなっています。(2)開拓財産の処分は0件です。また、(3)農地法改正後に取得した国有農地は1筆、991平方メートルです。

次に11ページをご覧ください。

8 「農地銀行」についてですが、始めに、(1)農地銀行活動として、昨年11月22日、青葉の森公園で開催された、「経営力強化・農地集積促進シンポジウム」に参加しました。

農地流動化推進員への権利調整依頼を、20筆、30,787平方メートルの農地について行いました。

利用権の終期満了に伴う再設定の通知を貸し手77戸、借り手50戸に行いました。

農地銀行制度の普及・啓発を図るため、ホームページへの通年掲載を行いました。

続きまして、(2)「農地銀行登録・権利設定状況」についてですが、平成30年度の登録状況は、79筆、12万2130.64平方メートルです。累計として、現在、348筆、37万9779.85平方メートル登録されています。

続きまして、(3)「年度別利用権設定状況」についてですが、30年度の利用権設定面積は、新規設定が24万396平方メートルで、再設定が48万8,942.17平方メートル、合計72万9338.17平方メートルとなっています。

次に12ページをお願いします。

9 「農業委員会だより」についてですが、

30年度につきましても農業委員会だよりを、農家の方々に農業に関する各種施策や営農情報等を提供するため、農業委員で構成する編集委員会で企画・編集し、農業組合長を通じ、農家に配布いたしました。発行部数、発行回数につきましても、記載のとおりです。

掲載の内容については、表のとおりで、市長への意見書の提出、農地利用状況調査の実施、農業者年金などに関する情報提供を行

いました。

次に13ページをお願いします。

10「会議開催状況」です。表の部分になりますが、農業委員会総会を12回開催しました。

次に14ページですが、農地利用最適化推進委員連絡協議会と農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議を合わせて5回開催し、農業委員、推進委員で構成する班の活動を合計22回開催いたしました。

報告第8号「平成30年度農業委員会年次報告」は以上になります。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第8号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

楢本委員

報告第6号の非農地証明ですが、この場所は富田町の千葉市乳業育成牧場だと思いますが、登記地目が畑、山林、牧場等になっています。

非農地証明を発行して、地目を変えようとするのだと思うが、この土地でなにか別の事業を展開するのでしょうか。

事務局

おっしゃる通りこの土地は乳牛育成牧場です。

今後新たな事業展開を図って行く上で、敷地が非農地である証明が必要であるとのことで、市農政センターから依頼があり敷地全体について非農地であることを確認し証明を行ったものです。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成31年度第1回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午前11時25分)